

# ヤングケアラーの状況について

## 1 ヤングケアラーについて

### (1) 厚生労働省の定義

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18才未満の子ども」

### (2) 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策（概要）

## 2 市内小中学校のヤングケアラーの状況について

（家庭環境・児童生徒の様子について）

## 3 今後の取組について

### (1) 市ヤングケアラー研修会の実施について

### (2) 子育て健康課との連携について

# ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

# 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策(概要)

～ケアを担う子ども・若者たちが“取り残されることがない社会の実現”を目指して～



# ケアラー・ヤングケアラーの現状とケアラー支援に関する検討委員会の状況

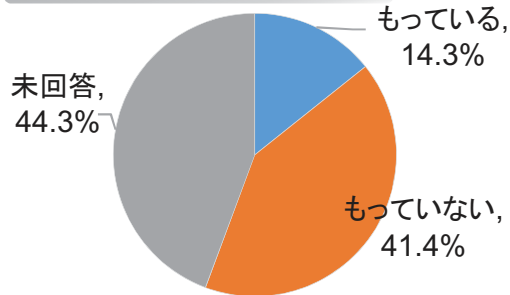
## 経緯

ケアラー・ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査を踏まえて、令和3年9月にケアラー支援に関する検討委員会(座長:濱島淑恵 大阪歯科大学医療保健学部教授)を設置し、ケアラー・ヤングケアラーの支援者や経験者からのヒアリングを実施するとともに、早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ、市町や関係機関との連携強化等について議論を重ね推進方策をとりまとめた。

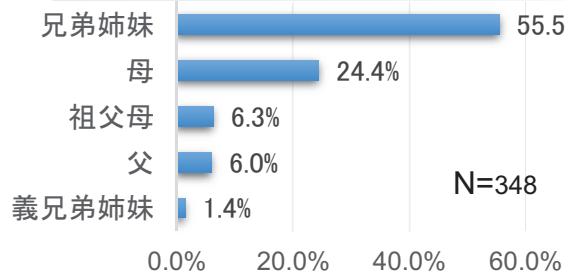
## 福祉機関実態調査の概要

県内に住むヤングケアラー等のケアの状況やケアの影響、求める支援などを把握するため、要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等を通して実態調査を実施

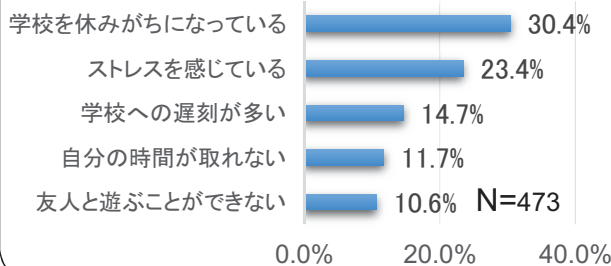
### 1 ヤングケアラーの認識



### 2 ケアをしている相手(複数回答:上位5つ)



### 3 生活への影響(主なもの・複数回答)



### 4 ヤングケアラーに必要なと思われる支援(複数回答:上位3つ)

必要な支援(上位3つ)	割合
電話や訪問による相談体制の整備	34.1%
役立つ情報の提供	19.8%
社会的なヤングケアラー支援への理解	18.3%

## 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会

氏名	所属・役職
濱島 淑恵	大阪歯科大学医療保健学部教授
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授
吉村 千波	神戸市福祉局高齢者支援担当部長
羽原 正	加古川市こども部家庭支援課長
松端 由泰	兵庫県介護支援専門員協会会長
安東 裕子	兵庫県民生委員児童委員連合会副会長
荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長
藤田 行敏	あすなろ相談支援事業所相談員 兵庫県精神福祉家族会連合会副会長
黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援課スクールソーシャルワーカー
生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
西田 健次郎	兵庫県教育次長

## 開催実績

### 第1回 令和3年9月7日(火)

- ケアラーを取り巻く状況及び兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の中間報告について
- 検討委員会スケジュール等について

### 第2回 令和3年11月8日(月)

- 支援者等からのヒアリングについて
- 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について

### 第3回 令和3年12月27日(月)

- ケアラー経験者からのヒアリングについて
- 福祉機関調査の最終報告について
- 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー推進方策(素案)について

### 第4回 令和4年2月15日(火)

- 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー推進方策(案)について
- ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築等について

## 現状・課題

- ケアラー・ヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていない。
- 県が実施した福祉機関調査では、ヤングケアラーであることを認識していると回答があったのは14.3%であり、社会的な認知度が低く、適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要である。
- ケアラー・ヤングケアラーに対する具体的支援策や支援につなぐための窓口が明確でなく、福祉、介護、教育関係者の研修も十分に行われていない。

## 対象者

最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳台前半までを対象とし、18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」、18歳以上概ね30歳台前半までの者を「若者ケアラー（以下ケアラーという。）」として主な支援の対象とする。

## 基本的な考え方

- ケアラー・ヤングケアラーの支援にあたって、県は、教育や高齢、障害、疾病、生活困窮などの既存事業や関連施策の活用をベースとしつつ、ケアラー・ヤングケアラーへの支援の視点をとり入れ、福祉サービス等の必要な支援につないでいく。
- 本検討委員会の提言を踏まえて実施される新たな事業等については、これらの既存事業や関連施策、さらに各市町や関係機関との幅広い連携によりケアラー・ヤングケアラーの支援体制を構築していく。

## 推進方策

### 1 早期発見・把握

#### (1) 学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組

##### ○ 教職員への研修の実施

学校においてヤングケアラーの相談窓口となり得る生徒指導担当教員や教育相談担当教員等に対して、研修を実施

##### ○ 教職員による面談等を通じた把握

担任との個人面談や長期休業前の保護者を交えた三者面談等の機会を通じて、生活態度から児童生徒の生活環境を把握

##### ○ スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

スクールソーシャルワーカーによる支援の充実、組織的・機動的にヤングケアラーの支援に対応できる体制を構築

##### ○ スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーによる支援の充実

臨床心理士等をスクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーとして各学校等へ配置を促進

##### ○ 要保護児童対策地域協議会等との情報共有

学校等がヤングケアラーに該当する児童生徒を把握した場合は、要支援児童として要対協の実務者会議等で必要な情報を共有

#### (2) 医療や福祉等の専門職がケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

##### ○ 医療、介護、福祉等の専門職の研修の実施(P4)

ヤングケアラーの実態、関係機関との連携策などを学ぶ研修を推進

##### ○ 医療、介護、福祉等の専門職及び教育関係者との連携強化

ヤングケアラーなど介護を行う者の状況等、必要な情報等を共有し連携強化

#### (3) 地域においてケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

##### ○ 民生委員・児童委員等に対する研修

民生委員・児童委員等に対し、研修等を通じてケアラー・ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図り、早期発見・支援につなげる

##### ○ 子ども食堂、学習支援事業等を通じた把握

事業の実施主体や支援者に対して、ヤングケアラーの発見や支援ニーズの把握等について周知

##### ○ 各市町における現状把握の推進

市町が地域の実情に応じてケアラー・ヤングケアラー支援が進められるよう、必要な情報の提供や先進事例等の紹介を実施

## 2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ

### (1) 相談支援・情報提供体制の充実

- **ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口(仮称)の設置(P4)**  
相談窓口をモデル的に県に開設し、電話やメールによる相談・適切な支援機関へのつなぎ等を実施
- **重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備**  
市町の重層的支援体制整備事業に関する連絡会議等を通じて、必要な助言や情報提供を実施するとともに、ケアラー支援を依頼
- **基幹相談支援センター等における相談の実施の提供**  
障害者の基幹相談支援センターの配置や担当者の配置を促すとともに、居宅介護等が利用できることの周知を実施

### (2) ケアラー、ヤングケアラーへの生活支援

- **生活困窮者自立支援制度の推進**  
自立相談支援事業においてケアラー・ヤングケアラーの状況に応じた支援を実施し、適切な関係機関につなぐ
- **子どもの学習事業による学習のサポート**  
ヤングケアラーに対して学びの支援や学校・家庭以外の居場所づくり・地域の交流の場づくりを推進
- **子ども食堂における支援**  
ヤングケアラーに食事を提供する子ども食堂の立上げ経費を助成

### (3) 地域におけるケアラー・ヤングケアラー支援体制の構築

- **民生委員・児童委員の活動支援**  
ケアラー・ヤングケアラーの支援ができるよう、民生・児童協力委員制度の活用や民生委員・児童委員の担い手の確保を推進
- **地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進**  
相談援助・支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化、職員の資質の向上等について検討・実施
- **ピアサポート活動等の支援(P4)**  
ケアラー・ヤングケアラーの話を傾聴や相談に応じ、当事者同士の交流の場をつくるピアサポート活動等の支援を実施

### (4) 権利擁護等の充実

- **児童虐待防止に向けた相談体制の強化**  
ヤングケアラーなど、子ども・家族への援助が実践できるよう、児童福祉司等専門職の更なる充実を推進
- **児童虐待対応ダイヤル等の設置・運営**  
児童虐待対応ダイヤル「189」(24時間の電話相談)の運営
- **要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携**  
こども家庭センター職員による実務者会議での助言・指導のほか、要対協の職員を対象にした研修でヤングケアラー講義を追加

## 3 人材育成・普及啓発

### (1) 福祉や教育関係者等の研修(再掲)

### (2) ケアラー・ヤングケアラーを支援する団体との連携・支援

- **民間支援団体との連携強化・活動支援(P4)**  
ピアサポート等のケアラー・ヤングケアラーの交流・相談を行う団体やオンラインサロンの設置運営を支援

### (3) ケアラー・ヤングケアラーに対する社会的認知度の向上

- **県や市町の広報啓発、関係団体と連携した啓発の実施**  
県や市町だけでなく、関係機関と連携した広報・啓発活動も推進
- **人権教材としての啓発ビデオの活用**  
人権啓発ビデオを各種の研修会や学習会等で教材として活用

## 4 県・市町の役割分担、連携

- **市町によるケアラー・ヤングケアラー窓口・担当部署の設置促進**  
市町の既存の相談窓口の活用や担当職員の兼務による対応など、ケアラー・ヤングケアラー担当部署等の設置を積極的に働きかけ
- **市町における支援体制の構築**  
市町において円滑にケアラー・ヤングケアラーの支援が実施できるよう、国庫補助事業の活用や優良事例などの情報提供を実施
- **県における推進体制の構築**  
県関係部局、市町、関係機関、支援団体等で構成する推進体制を新たに構築し、ケアラー・ヤングケアラーの支援を効果的に実施

ケアラー支援に関する検討委員会の提言を踏まえ、ヤングケアラー等の早期発見、悩み相談・福祉サービスへのつなぎ等の支援体制を整備するため、令和4年度からヤングケアラー等支援体制構築推進事業を実施する。

## ① ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口(仮称)の設置

### 推進方策における提言等

- ケアラー・ヤングケアラーに対する具体的な支援策や支援につながるための窓口が明確でなく、専門の相談窓口が必要。
- 相談窓口は住民に最も身近な市町に設置することが適当であるが、市町の取り組みが十分に進んでいないことから県がモデル的に相談窓口を設置することが必要。

### 事業概要

#### ▶ ヤングケアラー等の相談窓口の設置

相談者の精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため相談窓口を設置

- 相談体制: 平日9~17時(電話対応) < 予定 >
- 上記以外は随時メール受付

## ② 民間支援団体との連携強化・活動支援

### 推進方策における提言等

- ケアラー、ヤングケアラーの支援を進める上で、当事者団体など民間支援団体の活動は不可欠。
- ピアサポート等の交流・相談を行う団体や人材育成などの支援、ヤングケアラー同士が悩みや経験を相談し合うオンラインサロンの設置運営を支援するなど、民間団体の活動支援が必要。

### 事業概要

#### ▶ 当事者支援グループ活動推進

悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援

- 補助金額: 交流会: 50千円/回(9団体)  
オンライン: 35千円/回(3団体)

## ③ 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員への研修の実施

### 推進方策における提言等

- ケアラー・ヤングケアラーの実態、発見のための着眼点や関係機関との連携方策などについて学ぶ研修が必要。
- ケアラー・ヤングケアラーの支援体制を強化するため、福祉・介護・医療・教育等の関係職員に対する合同研修が必要。

### 事業概要

#### ▶ ヤングケアラー等支援研修

ヤングケアラーの抱える問題に気づく体制づくりを構築するための研修を開催

- 対象者: 福祉、介護、医療、教育関係機関の職員等
- 内容: ヤングケアラーの支援に関する講義・グループワーク等